

工業統計調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施し、平成25年1月1日から同年12月31日までの1年間の実績について調査しました。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。

平成25年工業統計調査は、従業者数4人以上の事業所を調査の対象としています。

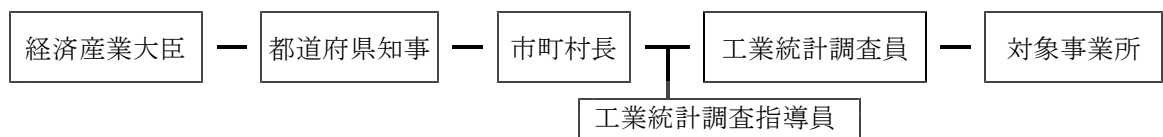
(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責者）の自計申告により行っています。（いずれも、製造、加工または修理を行っていない本社および本店を除きます。）

(6) 本調査の方式及び経路

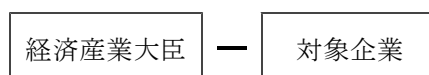
本調査を行う方式には、①調査員調査方式、②国担当調査方式があります。

① 調査員調査方式……対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、回収する調査方法です。

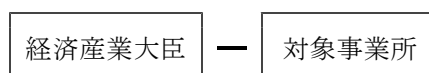


②国担当調査方式……対象企業・事業所に対し、経済産業省が調査票を郵送し、回収する調査方法です。国担当調査には「ア 本社一括調査」、「イ 国直送調査」があります。

ア 本社一括調査……対象となる企業（平成24年調査で「本社一括調査企業」に指定された企業）の本社等に対し、経済産業省が調査票を配付し、本社等で傘下の調査対象事業所ごとの調査票を作成し、経済産業省へ一括して提出する調査方法です。



イ 国直送調査……「本社一括調査企業」以外の、複数の製造事業所を傘下にもつ企業に属する調査対象事業所に対し、経済産業省が調査票を配付し回収する調査方法です。



2 利用上の注意

- (1) この調査報告は、平成25年工業統計調査の沖縄県分を本県が独自に集計し、速報値として公表するものです。したがって、国の公表値及び県の確報値とは相違することがあります。
- (2) 用語の説明
 - ① 事業所数 平成25年12月31日現在の数値です。
 - ② 従業者数 = 常用労働者数 + 個人事業主及び無給家族従業者数
 - ③ 現金給与総額 = 常用労働者に支払われた給与額 + その他の給与額
 - ④ 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額
 - ⑤ 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 製造工程から出たくず及び廃物のお荷額 + 加工賃収入額 + その他の収入額(転売収入、修理料収入等)
 - ⑥ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (内国消費税額+推計消費税額)
- (3) 工業統計用産業分類および表、グラフなどに用いる産業名の略称は別表1のとおりです。
- (4) この調査報告書中の地区の区分は別表2のとおりです。
- (5) 記号の用法
 - [－] 該当数値なし
 - [△] マイナスの数値
 - [0] [0.0] 四捨五入による単位未満
 - [X] 秘匿の数値…1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3人以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。
なお、従業者数については、平成17年8月以降の公表より秘匿を解除しています。
- (6) 比率は単位未満の数値を四捨五入しているため、積上げと合計が一致しないことがあります。
- (7) その他
 - ① 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他の収入額」、原材料使用額等に「製造に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加されました。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は、平成18年以前の数値とは接続しません。
 - ② 平成23年における数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
 - ・従業者4人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない。数値の解釈に当たっては御留意ください。

別表1 工業統計用産業分類(中分類)および略称一覧表

| 分類番号 | 名 称 | 略 称 |
|------|--------------------|--------|
| 09 | 食料品製造業 | 食 料 品 |
| 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 飲料・たばこ |
| 11 | 繊維工業 | 繊 維 |
| 12 | 木材・木製品製造業(家具を除く) | 木 材 |
| 13 | 家具・装備品製造業 | 家 具 |
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | パルプ・紙 |
| 15 | 印刷・同関連業 | 印 刷 |
| 16 | 化学工業 | 化学工業 |
| 17 | 石油製品・石炭製品製造業 | 石油製品 |
| 18 | プラスチック製品製造業(別掲を除く) | プラスチック |
| 19 | ゴム製品製造業 | ゴム製品 |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | なめし革 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 | 窯業・土石 |
| 22 | 鉄鋼業 | 鉄 鋼 |
| 23 | 非鉄金属製造業 | 非鉄金属 |
| 24 | 金属製品製造業 | 金属製品 |
| 25 | はん用機械器具製造業 | はん用機械 |
| 26 | 生産用機械器具製造業 | 生産用機械 |
| 27 | 業務用機械器具製造業 | 業務用機械 |
| 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品 |
| 29 | 電気機械器具製造業 | 電気機械 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 | 情報通信 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業 | 輸送機械 |
| 32 | その他の製造業 | そ の 他 |

別表2 地区の区分 この調査報告書中の地区の区分は以下のとおりです。

| 地区名 | 市 町 村 名 |
|-----|---|
| 北部 | 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村 宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村 |
| 中部 | 宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町 北中城村、中城村、西原町 |
| 那覇 | 那覇市 |
| 南部 | 糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町 八重瀬町 |
| 宮古 | 宮古島市、多良間村 |
| 八重山 | 石垣市、竹富町、与那国町 |

問い合わせ先：沖縄県企画部統計課商工統計班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2050